

## 河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

関東地方整備局長

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第2章第1項及び第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定める。

### 第1 都市・地域再生等利用区域

#### 1. 指定範囲

一級河川利根川水系ハッ場ダムで別図に示す区域

#### 2. ハッ場ダムの位置づけ

ハッ場ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道及び工業用水の補給並びに発電を目的として令和2年3月末に完成した、堤高116.0m、堤頂長290.8mの重力式コンクリートダムである。

ハッ場ダムについては、国土交通行政の円滑な推進を図ることを目的としてダム堤体及び資料館を一般開放しており、令和2年7月の開放以降に約20万人の来訪者があり観光資源として重要な役割を担っている。

また、ハッ場ダムの堤体付近及びダム湖周辺地域では、既存の観光資源や新たに整備した水陸両用バスの運行やキャンプ場等の地域振興施設の更なる利活用が求められている。

このような状況をふまえると、イベントの開催や飲食物の提供及び物品の販売、食品貯蔵などのため施設の民間開放による利活用を図ることにより、更なるにぎわいの創設や地域の活性化が期待される地域である。

#### 3. 指定年月日

令和3年3月25日

### 第2 都市・地域再生等占有方針

#### 1. 都市・地域再生等利用区域において占有許可を受けることができる施設

##### 1) ダムサイトエリア

堤体（天端、フーチング階段、左岸堤体下流面、エレベータ、監査廊）、

- 下流広場、ダムサイト広場（広場、駐車場、管理棟）、リムトンネル
- 2) ハッ場大橋エリア  
ハッ場大橋（湖面上空利用）
  - 3) 川原畑湖岸エリア  
川原畑湖岸（桜植樹範囲）
  - 4) 川原湯温泉駅エリア  
川原湯BBQキャンプ場（河川広場）、湖面進入路
  - 5) 林ふるさと公園エリア  
林ふるさと公園、湖面進入路
  - 6) ハッ場湖の駅丸岩周辺エリア  
湖面進入路
  - 7) 長野原さくら公園エリア  
長野原さくら公園

## 2. 都市・地域再生等占用施設の内容等について

- 1) ダムサイトエリア  
ツアー客の施設見学、堤体アクティビリティ、イベントの実施、  
飲食物の提供及び物品の販売、リムトンネルを使った酒貯蔵
- 2) ハッ場大橋エリア  
バンジージャンプ
- 3) 川原畑湖岸エリア  
養蜂
- 4) 川原湯温泉駅周辺エリア  
キャンプ、バーベキュー  
水陸両用バスの運行（夏季）、カヌー・カヤック等ツアー
- 5) 林ふるさと公園エリア  
公園、飲食物の提供及び物品の販売、  
カヌー・カヤック等ツアー、観光船の運行
- 6) ハッ場湖の駅丸岩周辺エリア  
水陸両用バスの運行（春秋）、ゴムボート等ツアー
- 7) 長野原さくら公園エリア  
公園、飲食物の販売及び物品の販売

## 2. 許可方針

- 1) 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- 2) 占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持及び周辺への騒音の抑制等の環境の保全に努めること。また、占用の許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占用の許可を受けた施設等に関する苦情があった場合には、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。

- 3) 施設の使用にあたっては、その機能や稼働の支障とならないよう措置を講ずること。  
また、施設の使用に対し、河川管理者から指示があった場合は、その指示に従うこと。
- 4) 降雨、水位、風、地震、津波等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は施設の使用を中止し、速やかに河川管理者に連絡すること。
- 5) 河川管理者が緊急的に施設を使用する場合は、直ちに使用を中止すること。
- 6) 施設の使用を中止した場合は、利用者を円滑に避難させること。
- 7) 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 8) 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 9) 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

### 第3 都市・地域再生等占用主体

長野原町（準則第22第4項第一号に掲げる者）